



平成28年5月9日

各位

会社名 EIZO 株式会社
代表者名 代表取締役社長 実盛 祥隆
(コード番号 6737 東証第一部)
問合せ先 執行役員 総務部長 小島 秀典
電話番号 076 (275) 4121

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月23日開催予定の第49回定時株主総会において付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成28年3月10日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示いたしましたとおり、平成28年6月23日開催予定の第49回定時株主総会の承認を条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行います。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大したことに伴い、業務執行を行わない取締役が、期待される役割を十分に発揮すべく、責任限定契約を締結できるようにする旨の変更を行います。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ています。
- (3) 当社の事業領域の拡大に伴い、事業目的の変更を行います。
- (4) その他、表現の修正、条項の新設・削除に伴う条数の整備等を行います。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成28年6月23日(木)
定款変更の効力発生日(予定)	平成28年6月23日(木)

以上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しています)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条(条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">電気機器、電子機器の開発、製造、販売遊技機の開発、製造、販売電子部品の開発、製造、販売医療機器の開発、製造、販売コンピュータ機器、ビデオ機器、遊技機、医療機器及び関連機器のソフトウェアの開発、製造、販売前各号に付帯関連する一切の業務 <p>第3条(条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">取締役会<u>監査役</u><u>監査役会</u><u>会計監査人</u> <p>第5条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条(現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">電気機器、電子機器の開発、製造、販売遊技機の開発、製造、販売電子部品の開発、製造、販売医療機器の開発、製造、販売コンピュータ機器、ビデオ機器、遊技機、医療機器及び関連機器のソフトウェア及びシステムの<u>企画、設計</u>、開発、製造、販売前各号に付帯関連する一切の業務 <p>第3条(現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">取締役会<u>監査等委員会</u>(削除)<u>会計監査人</u> <p>第5条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第 19 条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任) 第 20 条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>②(条文省略) ③(条文省略)</p> <p>(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役等各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会) 第 23 条 (条文省略)</p> <p>② <u>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>③ <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第 19 条 当社の<u>監査等委員である取締役以外の取締役(以下、「監査等委員でない取締役」という。)</u>は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任) 第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(任期) 第 21 条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役等各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会) 第 23 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>④ 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第 24 条 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) <u>第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程) <u>第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等) <u>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) <u>第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 427 条第 1 項の最低責任限度額とする。</u></p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(員数)	
<u>第24条 当社の監査役は、4名以内とする。</u>	(削除)
(選任)	
<u>第25条 監査役は株主総会において選任する。</u>	(削除)
<u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
(任期)	
<u>第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(削除)
<u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
(常勤監査役)	
<u>第27条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
(監査役会)	
<u>第28条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u>	(削除)
<u>② 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第30条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u>
(新設)	<u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
	<u>(監査等委員会規程)</u>
	<u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

現行定款	変更案
<p>第6章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>及び<u>監査役(監査役であった者を含む。)</u>の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>会社法第 427 条第1項の規定により社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 427 条第1項の最低責任限度額とする。</u></p>	<p>変更案 (削除)</p> <p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第 30 条～第 33 条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第 32 条～第 35 条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>当社は、平成 28 年6月開催の第 49 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>平成28年6月開催の第49回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)</u>の行為に関する<u>会社法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 29 条第2項の定めるところによる。</u></p>

以上